

<二次性骨折予防継続管理料について>

当院では大腿骨近位部骨折治療を行った患者様へ骨粗鬆症治療を開始し、「二次性骨折予防継続管理料」を算定しています。退院後も患者様の二次性骨折予防の為、当院又はかかりつけ医療機関において、治療・検査の継続をお願いしています。その際、逆紹介状としまして「大腿骨近位部骨折手術及び、骨粗鬆症治療情報」を活用しております。下記にございます PDF をご参照下さい。

継続治療を担う医療機関では、「二次性骨折予防継続管理料 3」※の算定が可能です。現在算定されていない医療機関様で届出をされる場合は、下記にございます PDF をご活用下さい。その際、常勤薬剤師(専任)が必要となりますのでご注意ください。常勤薬剤師(専任)でお困りの際は、当院薬剤師名で届出を行うことが可能(様式 5-13 二次性骨折予防管理料3 項目 5)です。

当院との連携で届出いただく場合(当院:常勤薬剤師名)は、ご連絡をお願いいたします。その後、当院:常勤薬剤師名を記載した届出用紙を FAX させていただきます。

※ 二次性骨折予防管理料3について

- ・ 当院での二次性骨折予防継続管理料 1 算定月から起算して
1年を限度に月 1 回、500 点算定可
- ・ 骨粗鬆症の治療・検査の継続

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

医療介護紹介センター 担当:吉本(骨粗鬆症マネージャー看護師)

Tel(052)325-3009 FAX(052)325-2700

[逆紹介「大腿骨近位部骨折手術及び、骨粗鬆症治療情報」](#)

[別添 2 特掲診療料の施設基準に係る届出書](#)

※ 詳細に関しては、東海北陸厚生局 公式ホームページをご確認ください。

[様式 5-13 二次性骨折予防管理料3](#)

※ 詳細に関しては、東海北陸厚生局 公式ホームページをご確認ください。